

信用補完制度見直し後の対応について

令和元年 8 月

中小企業庁

目次

1. 法改正後の信用補完制度の実施状況について
2. 経営者保証問題への対応状況について
3. 今後の取組について

1. 法改正後の信用補完制度の実施状況について

中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて（概要）

H28/12/20
中小企業政策審議会
金融ワーキンググループ資料

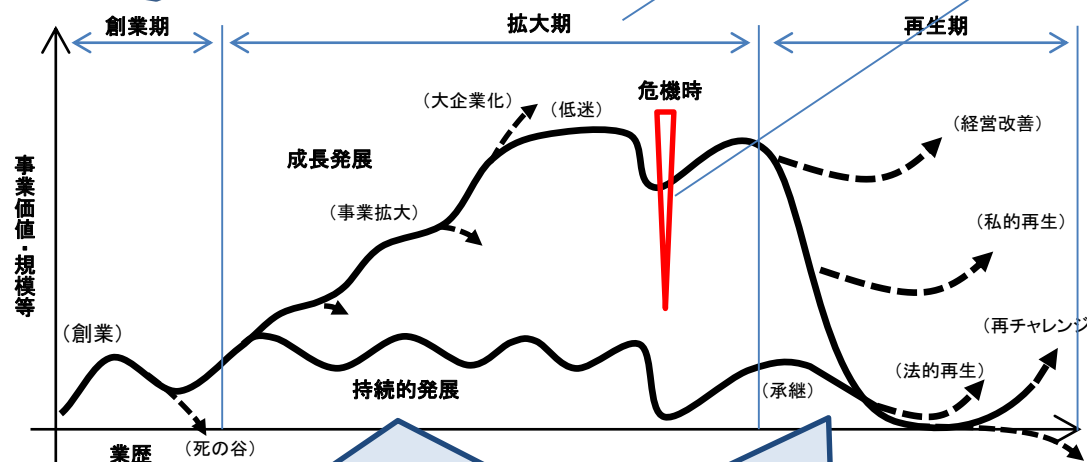
- ①中小企業のライフステージとして、創業の後、事業を拡大し「成長発展」を目指す場合もあれば、生業の維持等を目的とした「持続的発展」を目指す場合もある。いずれの場合でも、「市場任せ」では中小企業はその創業期や再生期、危機時といったリスクが高い局面等で必要十分な資金を調達することができず、その円滑な資金繰り、事業の発展、ひいては地域経済の活性化は進まない。
- ②このため、信用補完制度を通じて必要十分な信用を供与することが重要となる。他方、十分な規律を働かせることにより、中小企業においては自主的な経営向上の努力を重ね、金融機関においては過度に信用保証に依存せず事業を評価した融資を行い、その後適切な期中管理・経営支援を実施することで、中小企業の経営改善・生産性向上に一層繋がる仕組みとする。

【保証協会と金融機関の連携(リスク分担)を通じた中小企業の経営改善・生産性向上】

- ✓ 金融機関が、保証を通じて必要十分な信用供与を行い、事業を評価した融資を行い、その後も適切な期中管理・経営支援を実施することを促す。その手法として、保証協会が、金融機関のプロパー融資(※)の方針等に着眼し「保証付き融資」とプロパー融資を適切に組み合わせるリスク分担を行う。(成長発展段階等においては一定程度)
- ✓ 実効性を担保するため、各保証協会・各金融機関のプロパー融資の状況等について情報開示(見える化)を行う。
(※)プロパー融資とは「保証の付かない融資」

【創業支援の充実】

- ✓ 基礎情報の不在等によりリスク判定が困難な中でも資金供給を可能とし、多くの創業チャレンジを促すべく、創業者が手元資金なく100%保証を受けられる限度額を拡充する。(1,000万円→2,000万円)



【セーフティネット保証による副作用の抑制と大規模な経済危機等への備え】

- ✓ 大規模な経済危機等の事態に際して、適用期限を原則1年とするなど予め区切って迅速に発動できる新たなセーフティネット制度を整備する(別枠・100%保証)。
- ✓ 既存のセーフティネット保証制度(不況業種としての5号)について、金融機関の支援の下で経営改善や事業転換等が促されるようその保証割合(100%)については一律80%に改正する。

【経営改善・事業再生の促進】

- ✓ 経営改善・事業再生を促す保証メニューを充実させるとともに、抜本再生の円滑化(求償権放棄条例の整備等)を進める。
- ✓ 必要に応じて、保証協会も経営支援を実施すべく機能強化を図る。

【再チャレンジ支援】

- ✓ 経営者保証ガイドラインの運用開始から一定期間が経過したところ、保証制度における運用を見直すこと等により、失敗した場合にも再チャレンジしやすく、思い切った設備投資・事業拡大ができる環境を整備する。

【円滑な撤退支援】

- ✓ 経営者が撤退を決断する場合にまず必要となる資金(買掛金処理、原状復帰費用等のつなぎ資金)の調達が円滑に行えるよう、保証メニューを充実させる。

【小規模事業者向けの資金繰り支援拡充】

- ✓ 特に資力に乏しく取引先の受注減等の突発的な事象により経営が急変する小規模事業者の持続的発展を支えるため、小口向けの100%保証を拡充する。(1,250万円→2,000万円)

【事業承継の一層の円滑化】

- ✓ 事業承継を一層促進するため、後継者が株式取得等に必要となる資金を円滑に調達できるよう保証メニューを充実させる。

【経営改善・事業再生、事業承継の加速のための支援強化】 ※信用補完制度以外の施策

- ✓ 初期症状の段階で中小企業の経営改善を図るために平常時からの資金繰り管理や採算管理等を促す施策や、円滑な事業再生等を促進する方策について検討を進める。
- ✓ 各地域において、金融機関・保証協会・支援機関が中小企業に伴走した支援が進められるよう支援体制を強化する。(これにより条件変更を繰り返す中小企業への経営支援等を通じて正常な金融取引に戻していく。)

【地方創生への貢献等】

- ✓ 保証協会が地方創生に一層の貢献を果たすべく、地域の資金需要に応えるための保証メニューの拡充や、再生ファンド以外のファンドに対しても出資ができるようにするための措置を講じる。
- ✓ 保証協会と金融機関のリスクシェアを始めとする今般の各種制度改正の効果を十分に検証した上で、中小企業の経営改善に一層繋げる等の観点から保証料率・保険料率の在り方についても検討を進める。

※中小企業庁と金融庁は十分に連携し、中小企業の資金繰りの状況を注視していく(仮にメインバンクが十分な融資を行えない場合には、保証協会が他の金融機関を紹介する取組を充実させていくことや、日本政策金融公庫等による丁寧な相談対応等を行う。)とともに、今般の制度改正が現場に浸透しその目的を果たすようモニタリングを行う。

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律【信用保険法等】の概要（平成29年6月7日成立）

1. 背景

- 信用補完制度は中小企業の資金繰りを支える重要な制度であり、中小企業がライフステージの様々な局面で必要とする多様な資金需要（小口、創業、承継等）や、大規模な経済危機、災害等により信用の収縮が生じた場合における資金需要等に一層対応できるものとしていくことが重要である。
- 他方、金融機関が過度に信用保証に依存することとなると、事業性評価融資やその後の期中管理・経営支援への動機が失われるおそれがあるとともに、中小企業においても資金調達が容易になることから、かえって経営改善への意欲を失う、といった副作用も指摘されている。
- このため、中小企業の資金需要に一層きめ細かく対応するとともに、信用保証協会と金融機関が連携して中小企業への経営支援を強化することで、中小企業の経営改善・生産性向上（経営の改善発達）を一層進める仕組みを構築することが必要である。

2. 法律の概要

信用補完制度を通じて、中小企業の経営改善・生産性向上（経営の改善発達）を促進するため、新たなセーフティネットとして危機関連保証の創設や小規模事業者等への支援拡充を行うとともに、信用保証協会と金融機関の連携による中小企業の経営の改善発達の支援の強化等の所要の措置を講じる。

3. 措置事項の概要

A. 中小企業信用保険法の一部改正

（1）大規模な経済危機、災害等により信用の収縮が生じた際のセーフティネット保証の機能強化

- ・大規模な経済危機、災害等の事態に際して、**予め適用期限を区切って迅速に発動できる新たなセーフティネットとして危機関連保証を創設**（従来の保証限度額とは別枠で最大2.8億円の保証を実施）。
- ※保証割合は100%保証。

（2）小規模事業者への支援拡充

- ・小規模事業者の持続的発展を支えるため、**特別小口保険の付保限度額を拡充（1250万円→2000万円）**。
- ※保証割合は100%保証を維持。

B. 創業・事業承継についての中小企業信用保険に関する法律の一部改正

- ・創業チャレンジを促すべく、**創業関連保証の付保限度額を拡充（1000万円→2000万円）**。
- ※保証割合は100%保証を維持。（産業競争力強化法の一部改正）

- ・事業承継を一層促進するため、法の認定を受けた中小企業の代表者個人が**承継時に必要とする資金（株式取得資金等）を信用保険の対象とする**。（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正）

C. 信用保証協会法の一部改正

（1）信用保証協会と金融機関の連携等

- ・信用保証協会の**業務に中小企業に対する経営支援を追加**するとともに、業務の運営に当たっては信用**保証協会と金融機関が連携する**旨を規定。
 - ※上記を踏まえ、以下の措置を実施。
 - ①金融機関による信用保証の付かない融資（「プロパー融資」）を確保することが、その中小企業に対する金融機関の積極的な支援姿勢に直結することから、信用保証協会が、金融機関の「プロパー融資」の状況や経営支援の方針等を確認しながら保証を実施することにより、「保証付き融資」と「プロパー融資」を適切に組み合わせるリスク分担を行う。
 - ②既存のセーフティネット保証制度のうち不況業種に対するもの（5号）については、金融機関がより前面に立って経営改善や事業転換等が促されるよう、その保証割合（現行100%）については80%とする。

（2）信用保証協会における出資ファンドの対象拡大

- ・信用保証協会が地方創生に一層の貢献を果たすべく、事業再生ファンドのみならず、**創業や中小企業の経営改善を支援することを目的とするファンドへの出資を新たに可能とする**。

改正後の各制度利用実績

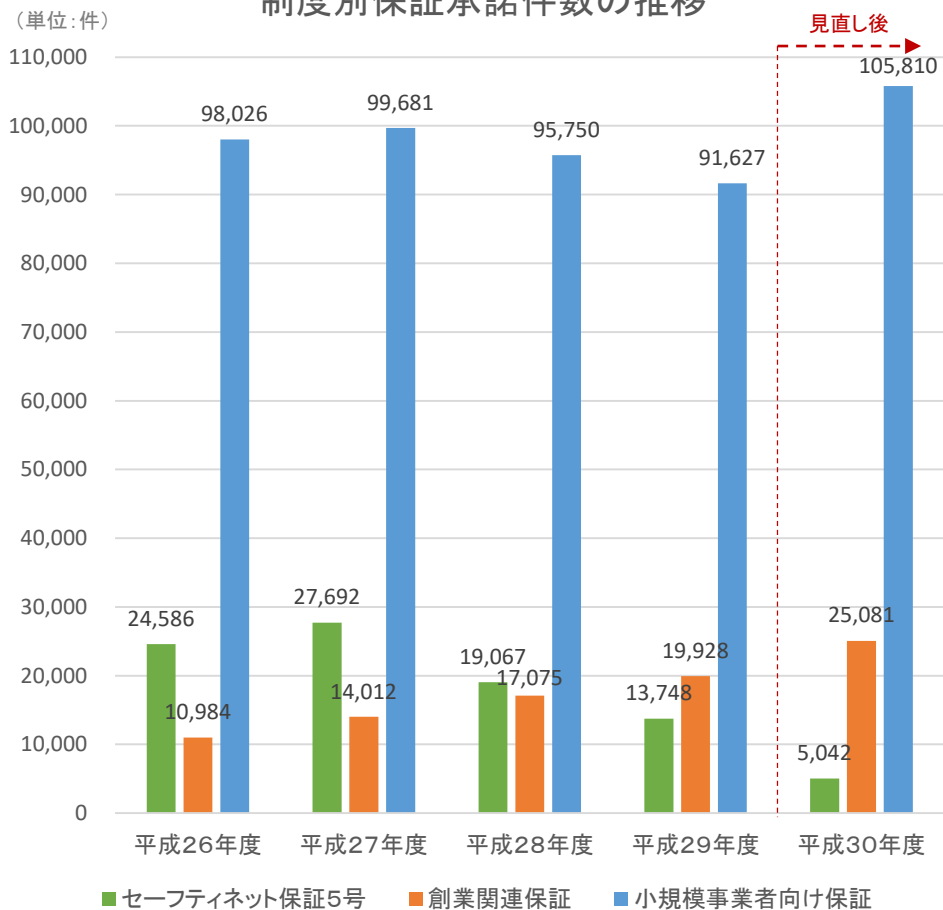
- 中小企業の資金需要に一層きめ細かく対応するとともに、信用保証協会と金融機関が連携して中小企業への経営支援を強化することで、中小企業の経営改善・生産性向上（経営の改善発達）を一層進める仕組みを構築することが必要であるとの考え方の下、信用補完制度を見直し。
- 平成30年4月以降にスタートした見直し後の各制度について、特に小規模事業者向け保証や創業関連保証の利用実績が顕著に増加。

制 度	概 要	実 績
危機関連保証	大規模な経済危機や災害等の発生時に、業種・地域を問わず予め期限を区切り、100%保証を実施	発動無し
セーフティネット保証5号の保証割合の引下げ	全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための同制度について、保証割合を100%から80%に変更	5,042件（平成30年度） （対29年度比37%）
小規模事業者向け保証等の拡充	従業員20人以下（商業、サービス業の場合は5人以下）の小規模事業者向け保証の限度額を2,000万円まで拡充	105,810件（平成30年度） （対29年度比115%）
創業関連保証の拡充	創業者や創業後5年未満の者等を対象に限度額を2,000万円まで拡充	25,081件（平成30年度） （対29年度比126%）
特定経営承継関連保証の創設	事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、認定を受けた中小企業者の代表者個人を対象とした保証	18件（平成30年度）
自主廃業支援保証の創設	一定の要件を満たし、自ら廃業を選択する事業者を対象に、廃業に必要な資金（買掛金決済等）の調達を円滑化するための保証	3件（平成30年度）

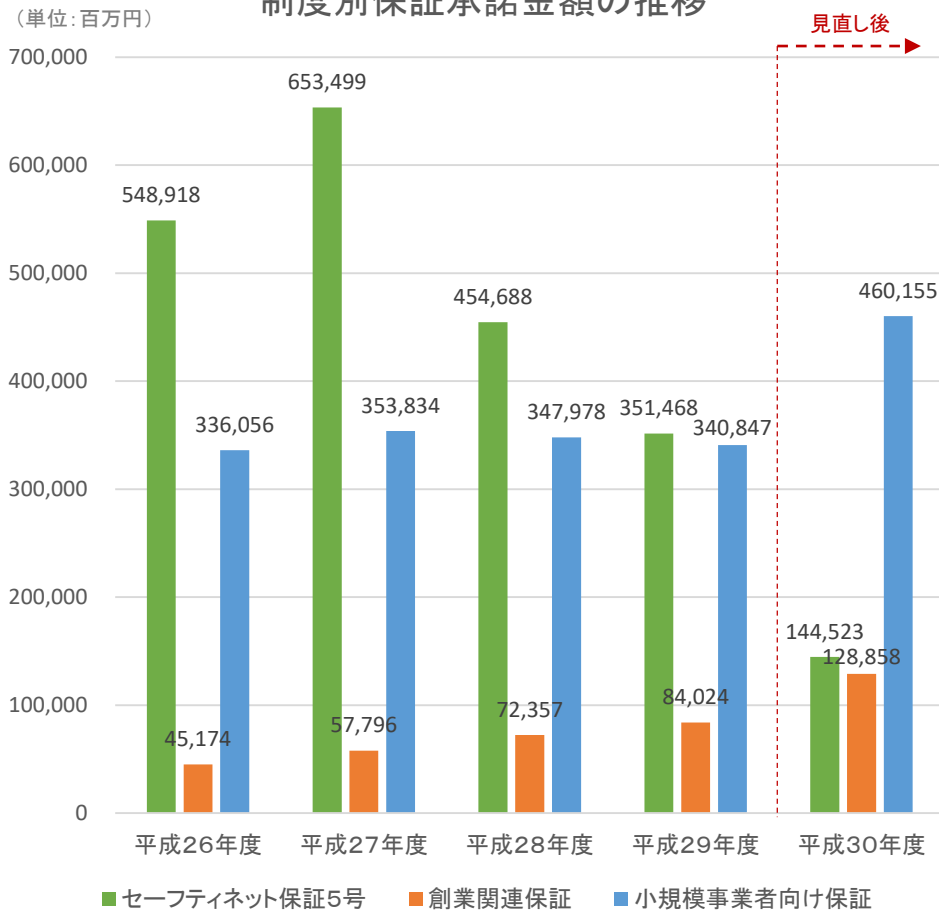
各制度利用実績の推移（SN 5号、創業、小口）

- セーフティネット保証 5号の利用実績は、見直し前から減少傾向にあるが、保証割合を80%に下げた平成30年度はさらに大きく減少。
- 創業関連保証及び小規模事業者向け保証の利用実績は、限度額の拡充もあり、増加している。

制度別保証承諾件数の推移



制度別保証承諾金額の推移



保証付き融資とプロパー融資とのリスク分担①

- 金融機関にとって、取引先に対する**プロパー融資**は、自らの損失に繋がらないよう**適切な期中管理・経営支援を行うことへの動機**となるもの。
- 金融機関が信用保証に過度に依存せず、保証付き融資とプロパー融資とのリスク分担を促すため、各金融機関・信用保証協会の取組状況についての「見える化」を開始。
- 昨年12月に初回公表（H30年度上半期分）し、本年6月にH30年度分を公表。今後も、データの公表・蓄積を継続し、**信用保証協会と金融機関との対話・連携を促進**。

金融機関別「見える化」の結果(H30年度分)

	保証承諾 件数	100%保証の活用割合※1				保証利用時 のプロパー 融資の活用 割合※1	代位弁済率 ※2	代位弁済率 (100%保証 分)※2
			うち、 創業保証等	うち、 小口保証	うち、セーフ ティネット等			
都銀平均(5行)	6,407	16.3%	2.9%	12.9%	0.4%	34.7%	1.6%	3.6%
地銀平均(64行)	2,968	15.7%	3.8%	10.2%	0.3%	44.7%	1.5%	2.7%
第二地銀平均(39行)	2,379	16.1%	3.5%	9.8%	0.6%	46.3%	1.6%	2.8%
信金平均(257庫)	1,079	27.3%	4.3%	20.8%	0.6%	49.7%	1.4%	2.5%
信組平均(87組合)	457	30.7%	3.7%	25.4%	0.3%	54.0%	1.8%	3.3%

➤ ※1：承諾件数ベース、※2：代位弁済金額と保証債務平均残高ベース、でそれぞれ算定。
➤ 各平均値については、単純平均（総保証承諾件数/金融機関数）で算出。
➤ 上記は単年のデータであり、中長期的な傾向を示すものではないという点に留意。
また、代位弁済は過去のストックから発生している分が多く、H30年度承諾分とは発生時期が相違している点にも留意。

保証付き融資とプロパー融資とのリスク分担②

● 保証利用時のプロパー融資有りの割合は、個々の信用保証協会によって異なることから、まずは、今回の「見える化」データについて、各信用保証協会においては、地元金融機関とも対話しつつ、分析を実施しているところ。

【プロパー融資有り割合の上位5協会及び下位5協会の見える化データより算出】

	100%保証の 承諾件数割合	創業保証の 承諾件数割合	小口保証の 承諾件数割合	セーフティネット等の 承諾件数割合	代位弁済率 (全体)	代位弁済率 (100%保証)	プロパー融資 有り割合
1	15.5%	3.6%	11.9%	0.0%	1.2%	2.7%	68.1%
2	20.5%	1.9%	18.6%	0.0%	1.3%	2.0%	65.7%
3	3.4%	2.6%	0.7%	0.0%	1.9%	5.2%	65.3%
4	29.9%	4.7%	22.1%	2.1%	1.7%	2.0%	63.2%
5	8.6%	2.2%	6.4%	0.0%	1.1%	1.9%	55.0%
47	38.2%	7.7%	30.2%	0.0%	1.9%	3.1%	33.1%
48	36.9%	1.9%	13.9%	0.0%	0.6%	0.6%	32.9%
49	11.1%	4.0%	7.0%	0.0%	1.3%	2.7%	31.6%
50	25.5%	2.3%	22.7%	0.0%	1.4%	1.9%	30.5%
51	44.6%	5.5%	38.8%	0.0%	1.5%	2.1%	27.2%

プロパー融資有りの割合が低い協会による分析例（ヒアリング結果）

- （A協会）当該地域では個人事業主や小規模事業者の割合が高く、信用保証を利用して信用を構築するため、プロパー融資有りの割合が低いが、代位弁済率は全国平均よりも低くなっており、地場企業に対する金融機関を含めた地域内での支え合いが成立していると分析している。
- （B協会）当該地域の金融機関は、比較的リスクの高い層に対しても小口保証や創業保証を活用して積極的に資金供給を行っているため、保証利用時のプロパー融資有りの割合が低くなっているが、金融機関との対話を行ったところ、プロパーで対応可能な先にはしっかりとプロパー融資で取り組んでいると聞いており、金融機関とのリスク分担はなされていると分析している。

保証付き融資とプロパー融資とのリスク分担③

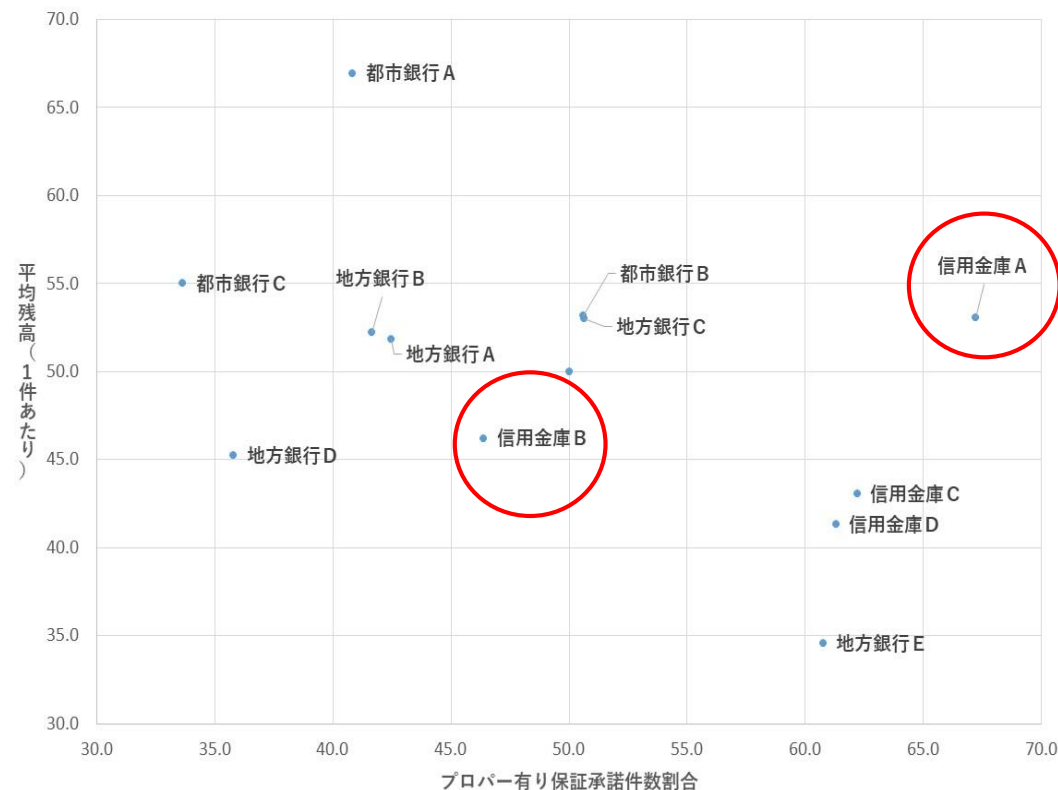
- 前頁のように各協会によって「見える化」の結果に至った要因は様々考えられるが、要因には地域ごとの産業構造の違いや金融機関における経営方針あるいは取引先業種構成なども含まれる。
- そのため、信用保証協会と各金融機関との適正なリスク分担の水準に一律な基準があるものではなく、それぞれの特性も踏まえた分析が、金融機関とコミュニケーションを図る上で有用。

「見える化」の分析の例

- 各金融機関の成り立ちや取引先業種構成がプロパー融資割合の多寡の背景と仮説。
- 管内の主要な金融機関について、例えば、信用金庫 B は、小口の小規模事業者が多く、必要資金枠が少ない傾向にあることからプロパー割合が比較的低い。一方で、信用金庫 A は、製造業など資金需要が多い業種の取引構成比が高いため、プロパーとの協調融資割合も高くなる、といった傾向があると分析。

※なお、金融機関ごとに、取引先層や経営方針が異なるため、殊更にプロパー融資割合の多寡のみに着目して分析することは適当ではないことに留意が必要。

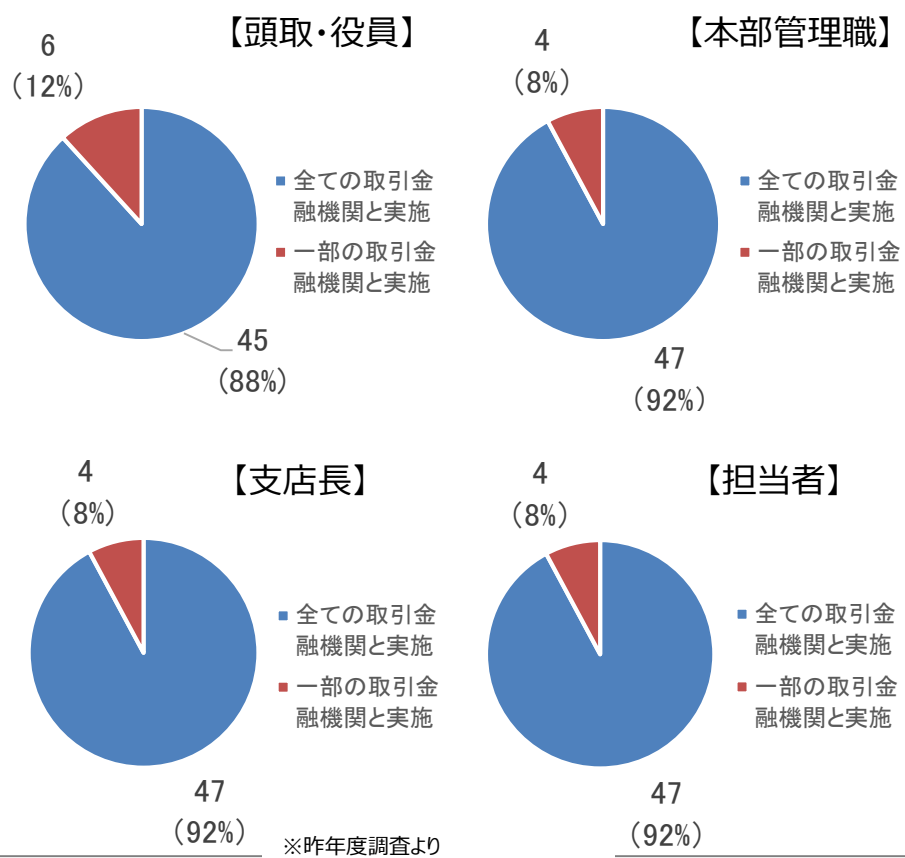
1 件あたり平均残高とプロパー融資有り保証承諾件数割合の関係
【偏差値】



金融機関とのコミュニケーションについて①

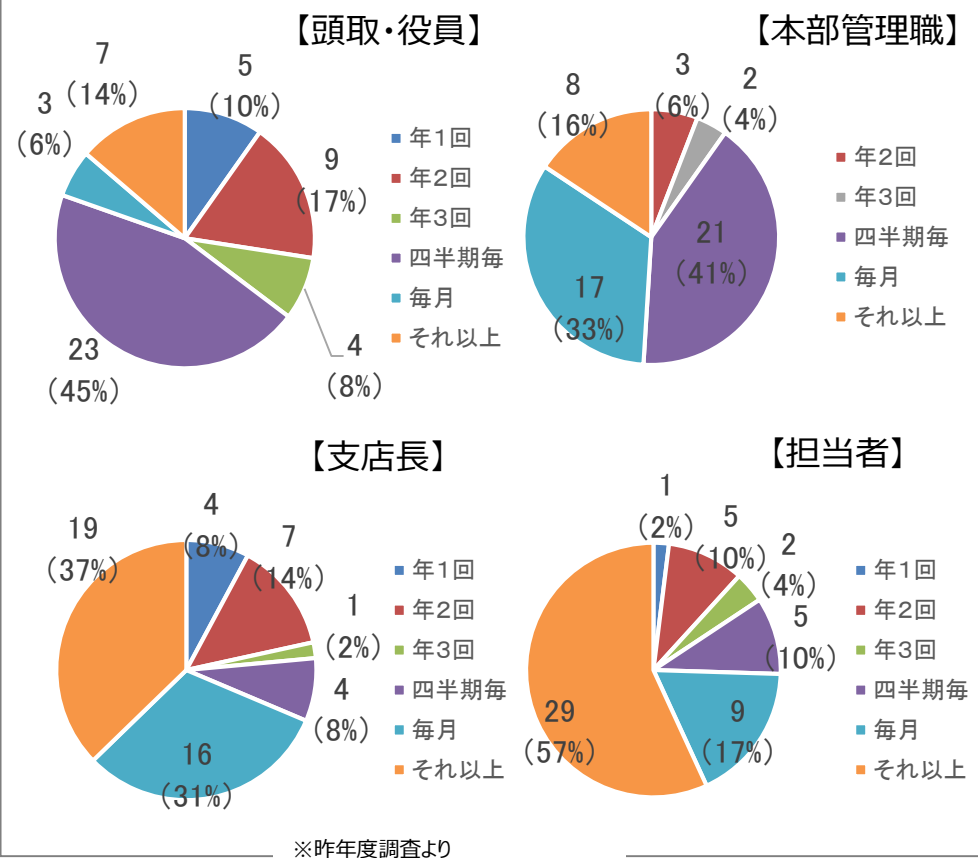
- ほぼ全ての信用保証協会が、頭取・役員、本部管理職、支店長及び担当者のいずれの層においても、管内取引金融機関との間で定期的な対話を実施している。
- より現場レベルになるほど、金融機関との頻繁な対話がなされる傾向があり、支店長及び担当者の層では、7割前後の協会が毎月又はそれ以上のペースでの意見交換を実施。※保証利用状況等により頻度の違いあり。

管内取引金融機関との定期的な対話の実施状況



※昨年度調査より
※括弧内は51協会に占める割合

保証利用の最も多い取引金融機関との定期的な対話の実施状況



※昨年度調査より
※括弧内は51協会に占める割合

金融機関とのコミュニケーションについて②

- 各協会において、経営層から現場レベルまでの階層別に金融機関との対話を実施し、企業支援に係る課題の共有や支援方針の目線合わせを推進するとともに具体的な取組にも繋げている。
- 信用補完制度の見直し主旨も踏まえ、信用保証協会と金融機関の連携を一層強化することで、両組織が協力して地域の中小企業に対する支援の促進及び深掘りを図ることが重要。

金融機関との対話内容例

【役員・本部レベル】

- 協会の年度経営計画に基づき、重点的な課題や取組内容を説明するとともに金融機関にも協力を要請。
- 見える化データの分析結果等を活用して、金融機関の企業に対する支援姿勢を確認し、今後の方針等を共有。

【現場レベル】

- 地域の経済状況等に係る情報交換や企業支援に係る目線合わせ、支援メニュー紹介やニーズ聴取等を実施。金融機関との対話内容を踏まえ、顧客ニーズに応じた保証制度の創設や経営支援策等に反映。
- 協会の中立性を活かして、金融機関の垣根を越えた「若手担当者向け合同勉強会」を実施し、情報共有を促進。

(合同勉強会の様子)



見える化データの活用事例

【見える化データを活用した対話により、金融機関の姿勢が変化した事例】

- 域内金融機関向けに、公表された見える化データ（代位弁済の金額及び率等）をベースとした現況説明資料を作成。それをもとに協会役員が金融機関役員を訪問して今後の取組方針等に関する対話を実施。
- その結果、域内で相応の影響力がある金融機関と現況を共有し、代位弁済の減少に向けた協議を開始。具体策として、相互の企業サポート部署が連携し、協会の重点支援先のうち該当金融機関分の全企業について営業店ごとに個別相談会を開催。各々支援方針の目線合わせを行い、個別支援の強化を促進する動きに繋がった。

信用保証協会の経営支援に係る新たな取り組み①

- 従来、信用保証協会の業務は保証・回収が中心だったが、中小企業に対する経営支援の重要性が高まっていることを踏まえ、今般の制度見直しにおいて、経営支援を信用保証協会の業務と位置づけ、その機能を強化。
- 今般の信用補完制度見直しも踏まえた経営支援に向けた新たな取り組みも見られる。

金融機関と連携した取り組み

【金融機関と連携して返済緩和企業的大幅減少を実現した事例】

- リスク割合（保証債務残高に占める返済緩和残高の割合）の高止まりという課題に対応するため、取組の強化を目的として平成30年4月に組織体制を見直し、返済緩和企業の減少施策を担当する課を設置。
- 具体的な施策として、返済緩和企業のうちC F等が改善した先をリスト化し、個別企業ごとの借換提案書も作成して金融機関へ提供。協会と金融機関が連携して借換を推進。リスト対象外の先についても経営改善計画の策定支援及び経営改善サポート保証の活用などにより資金繰り正常化を図った。
- その結果、リスク割合は2年で10%ポイント以上減少（H28年度末32%→H30年度末21%）。

経営支援に向けたさらなる取り組み

【プロジェクトチームによる課題解決策提案を通じた新たな経営支援の取組みを実施している例】

- 保証債務残高が減少傾向にあることや社会経済環境の変化を受け、信用保証協会が引き続き地域にとって不可欠な存在として活躍し続けるため、協会内外の課題に対して、プロジェクトチームを組成し、若手職員の柔軟な発想を募集し、柔軟に取り入れて解決提案策を提示し、実行するための環境づくりを整備。
- このプロジェクトとして提案・実現されたものとして、平成30年度から新たに企業の国際化支援を開始。また、イントラの掲示板に取引先企業のニーズを掲載してマッチング支援の取組みも開始。

信用保証協会の経営支援に係る新たな取り組み②

専門家派遣事業の改善

【専門家派遣事業に係る実務コンサルタントの活用と新しい評価指標の導入】

- より実践的な専門家派遣事業の実現を目指して、中小企業診断士による経営改善計画の策定支援だけでなく、**製造業コンサル、フードコンサル、ITコーディネーター、HACCP指導者などの実務指導を派遣メニューに追加し、現場目線での具体的な改善支援を強化。**
- 専門家派遣直後と1年後のアンケート調査によりフォローアップするとともに、調査項目には**ネット・プロモーター・スコア（※NPS）**を新たに導入し、**定性的な顧客評価を確認。**
※NPS…「あなたの大切な人に勧めたいですか？」という推奨度（顧客ロイヤルティ）を10段階評価する指標。

金融機関との協調支援事例①

【自動車販売事業者に対して、経営改善計画策定支援を行い、金融機関と協調支援を実施した事例】

- 収支低迷する中で、事業者から収支改善に向けた専門家によるアドバイス事業の相談を受け対応を模索。
- 係る中、**メイン金融機関から資金繰り改善に向けたプロパー融資を合わせた協調支援に係る相談**を受け、信用保証協会より、さらに**踏み込んだ経営支援として、経営改善計画の策定支援を実施。**
- 上記取組を経て策定した経営改善計画に基づき、**メイン金融機関による既往の保証付借入金の一本化を図ることで資金繰り安定化**を図ることができ、加えて、**経営改善に必要な所用資金についてはプロパー融資を実施。**

金融機関との協調支援事例②

【老舗旅館のリニューアルに向けた投資計画策定支援を行い、金融機関と協調融資支援を実施した事例】

- 創業100年を超える老舗温泉旅館であるものの、築60年以上で魅力は低下していたため、事業を継いだ新経営者が全面改装を決断。メイン金融機関より、設備投資計画作成支援と金融支援それぞれで連携支援依頼を受け、**信用保証協会より経営改善計画支援事業及び専門家の紹介を実施。**
- 上記取組を経て策定した設備投資計画によって**プロパー融資との協調融資を実現し、設備投資にこぎつけた。**

(参考) 信用保証協会による経営支援先の例

- 信用保証協会にとって経営支援は業務の中で重要な地位を占めるものとなってきたが、資源に限りもあるため、各信用保証協会では重点的に支援する先を抽出し、金融機関とも連携を図りながら、支援を行っている。経営支援の一環として企業訪問を行う先の抽出例は以下のとおり。

経営支援先の例

- ✓ 返済緩和先企業
- ✓ 創業支援先企業
- ✓ プロパー融資のない企業
- ✓ 業況不振企業
(返済緩和未実施先)
- ✓ 事業承継支援の潜在的な需要のある企業

支援先の抽出、選定基準

(A協会) 返済緩和に至る前段階での期中支援に意識を向けて経営支援を実施。特に新規延滞先について管内の各金融機関から延滞の状況について情報提供を受け、内容を把握しながら企業訪問。また、金融機関の立場からするとプロパー融資先から優先的に支援を行う傾向にあることを前提として、プロパーがないところは意識的にA協会が期中支援を実施。

(B協会) 創業保証の利用先に対して半年と1年半後にアンケートを送付し業況等を確認。当初策定した創業計画からかい離をしている企業など経営支援が必要な先を訪問。寄せられる経営上の課題としては、人材の確保や販路開拓、今後の計画の立案といったものが多いが、専門家とも連携しつつ対応を行っている。

(C協会) 経営者の年齢が60歳以上の企業に対して事業承継に関するアンケートを実施し、回答があった先で、事業承継について悩みを抱えている企業に訪問。後継者の有無を確認するとともに、後継者無し企業については事業承継セミナー等の情報提供を行ったほか、必要に応じて事業承継診断票を作成。事業承継ネットワーク事務局に対して情報を共有し、同事務局相談員と情報交換会を行った。

信用保証協会の経営支援に係る効果検証の取り組み

- 信用保証協会が行う経営支援の取り組みについては、その効果を検証することで、今後の経営支援の取り組みに反映させることが重要。
- 効果検証に向け、信用保証協会ごとに経営支援の効果検証に向けたデータ等の蓄積を開始。

経営支援の効果検証に向けた対応

【定量データに基づく効果検証を検討している事例】

- FCFの変化率、従業員数の変化率、保証料率区分の変化率、C R D 評点の推移、返済条件緩和企業の金融取引正常化割合、保証付き融資の債務償還年数 等

【支援内容に基づく効果検証を検討している事例】

- 専門家派遣回数、経営サポート会議実績有無、経営改善計画策定支援有無、支援機関区分

【定性的な評価に基づく効果検証を検討している事例】

- 経営支援先に対してアンケートを行い、具体的な相談内容や課題、相談のきっかけ、相談満足度、経営改善へ向けた意識変化、意見要望等をデータとして蓄積し、回答内容による経営指標の変化の有無。
- 専門家派遣終了直後と1年後のアンケート調査等によるフォローアップ及び顧客満足度等の確認。

効果検証に向けた課題の例

【外部環境の変化】

- 経営支援実施先と未実施先との差異比較を行う方針であるが、景気などの外部環境に影響を受けたり、経営支援先も改善や成長の可能性のある先にアプローチしていることから、差異比較が効果的か否かの判断は難しいのではないかと。
- 支援先のC R D 評点がランクダウンしていたとしても、本来支援がなければよりダウンしていたかもしれず、「なかりせば」の効果の把握についてはさらに検討をする必要があるのではないかと。

人材育成に係る取り組み

- 保証審査業務にあつては、審査技術や目利き力など経験やノウハウの形式知化は適正な与信判断や審査日数の短縮化に貢献。
- また、協会業務の柱の一つとなった経営支援業務については、事業者のライフステージや業種業態によって求められる経営支援手法が様々なため、知識と実地経験の蓄積が付加価値の源泉。

保証審査部門での人材育成

【代位弁済案件のフィードバック（目利き力、審査技術の向上）】

- 保証部門の職員全員で、代位弁済になった個別事案を取り上げて、審査において深掘りして確認すべきだった点や代位弁済に至る前の段階で気づくべき点の振り返りを課内会議の場で行い、職員の審査技術の向上を図る。

【保証審査のベストプラクティスの共有】

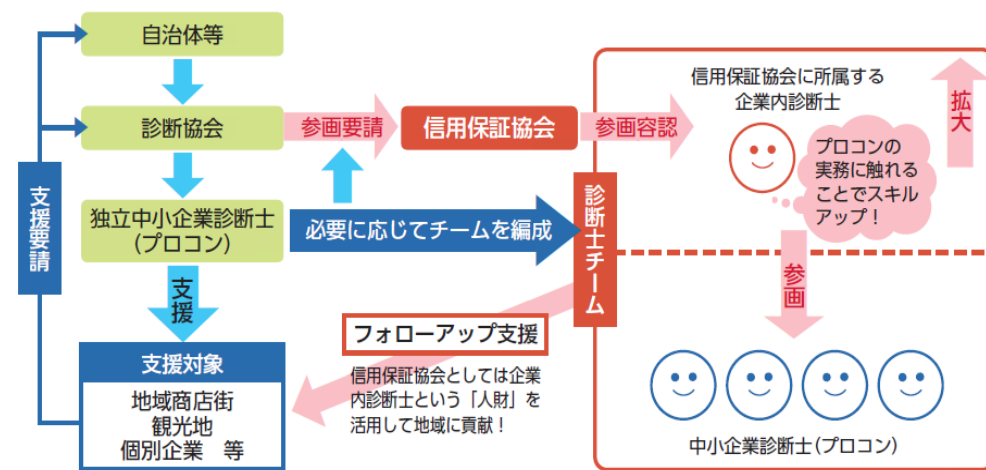
- 四半期ごとに、借換対応などのベストプラクティスにあたる案件について、該当理由とともに報告書としてまとめ、役員まで報告。報告書の作成により担当事案の客観的な振り返りができ、知識・経験の定着へとつながる。

経営支援部門での人材育成

【地域振興への貢献と協会内診断士のスキルアップ】

- 中小企業診断協会と新たな業務提携を締結し、プロコンサルチームによるフォローアップ支援の場に協会内診断士を参画させることで、地域に貢献するとともに実務経験を積み上げるスキームを構築。
- 実績は少ないものの、協会内診断士のモチベーションや診断実務の経験蓄積にもなることから、今後も継続して取り組みを実施。

【スキーム図】



地方創生等への取組（協会間での広域連携事例）

- 地方創生等への取組として、地域ブロックを越え、協会間で連携した保証制度の創設などが実施されている。

瀬戸内7県協会による「ぐるり瀬戸内活性化保証」

- 瀬戸内地域の観光関連事業をより一層支援し、地方創生に貢献することを目的として、瀬戸内7県の協会（兵庫、岡山、広島、山口、香川、徳島、愛媛）が協調し同制度を創設
- 対象者は次の①、②をいずれも満たす観光関連事業者
 - ① せとうちDMO※が運営するメンバーシップ制度の会員であること
 - ② 一般社団法人せとうち推進機構による推薦を受けていること

※せとうちDMOは、瀬戸内観光地を活性化させて地域全体を一体的にマネジメントしていく組織。瀬戸内ブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的として、瀬戸内が有する観光資源を活用しながら、多様な関係者とともに情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等を行い、地域の方が主体となって行う観光地域づくりを推進する。

（参考：瀬戸内7協会HP）

中部圏11協会による共同地方創生保証「昇龍道・おもてなし」

- 中部圏の観光関連事業のさらなる活性化を図り、地方創生に資することを目的として、中部圏11協会（長野、静岡、愛知、名古屋、岐阜県、岐阜市、三重、富山、石川、福井、滋賀）が連携し同制度を創設
- 対象者は次の①～③のいずれかを満たす観光関連事業者
 - ① 昇龍道プロジェクト推進協議会※の会員であること
 - ② 一般社団法人中央日本総合観光機構の会員であること
 - ③ 一般社団法人サービスデザイン推進協議会により認定された認証機関から「おもてなし規格」の認証等を受けていること

※昇龍道プロジェクト推進協議会は、海外から中部北陸9県へのインバウンドを推進するため、中部北陸圏の海外へのプロモーション、中部北陸圏によるおもてなしの心と受入環境のレベルアップ等について、関係者が、効果的に、かつ、一体感を持って自主的に取り組むための組織。

（参考：中部圏11協会HP）

3県協会による「山静神観光連携保証」

山梨県協会

山梨県・静岡県・神奈川県 3県が連携し、観光に関連する事業を営む中小企業・小規模事業者の金融の円滑化支援策として、保証制度を創設し地域活性化に寄与する。

（平成31年度経営計画より抜粋）

出典：山梨県信保HP（<http://cgc-yamanashi.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2019/03/d6fa4fc5d73c5ac0f13dea09bf87fee9.pdf>）

静岡県協会

【制度創設のねらい】

3協会が観光を起点に支援をしていくことで、地方活性化につなげる。さらに、年度ごとに幹事協会を持ち回りにする「山静神広域連携連絡会議」を設置したことから、協会相互の情報交換を通して、災害時のサポート体制といった広域での連携に発展させていければ、関係性もより強くなり、地域のためにもなるとの考え。

【制度の特徴】

「観光に関連する」事業を営む中小企業・小規模事業者が対象。
その確認資料として、本制度に係る事業計画書の提出が必要。「事業の概要」、「本件資金で実施する取り組みと想定している効果」を記載し、事業内容が地域の観光の活性化に寄与すると信用保証協会が認めたものを保証する仕組み。



2. 経営者保証問題への対応状況について

政府系金融機関、信用保証協会における経営者保証についての取組状況

- 政府系金融機関では、公庫・中小が原則非徴求としているほか、公庫・国民でも、「経営者保証免除特例制度」などの無保証融資制度を取扱い中。
- 信用保証協会でも、平成30年度から、保証時・期中時（借換や条件変更時）や事業承継といった企業経営の各段階における新たな運用・制度を開始。

▽政府系金融機関の対応

日 本 公 庫	(中小事業)	・ 原則として経営者保証を取らない取扱いを実施。
	(国民事業)	・ 「経営者保証免除特例制度」や「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」といった経営者保証を不要とする融資制度の取扱いを実施。
商 工 中 金	・ 平成30年11月から、TKC全国会と連携した経営者保証を不要とする「対話型当座貸越」制度の取扱いを開始。 ・ 令和2年初から、「経営者保証ガイドライン」の徹底により、一定の条件を満たす先に対して「原則無保証化」に転換。	

▽信用保証協会の対応

		要件
保証／期中時 (借換・条件 変更時)	プロパー融資で経営者保証を外している場合【BK連携型】	・ 申込金融機関が、そのプロパー融資について経営者保証を不要としている場合であって、法人と経営者の分離、資産超過、黒字等の要件を満たしている場合には経営者保証を不要とする運用を実施。
	プロパー融資で経営者保証を外していない場合又は保証付き融資のみの場合【財務型】	・ 法人と経営者の分離等の要件は求めず、一定の財務要件※のみを求める制度。 ※自己資本比率20%以上等
	担保により十分な保全が図られる場合【担保型】	・ 企業又は経営者本人が所有する不動産担保の提供があり、保全が十分。
事業承継時	事業承継を行う場合	・ 事業承継時、旧・新経営者の両方から経営者保証を取ることは基本的に行わない運用を実施。

経営者保証に依存しない融資の割合

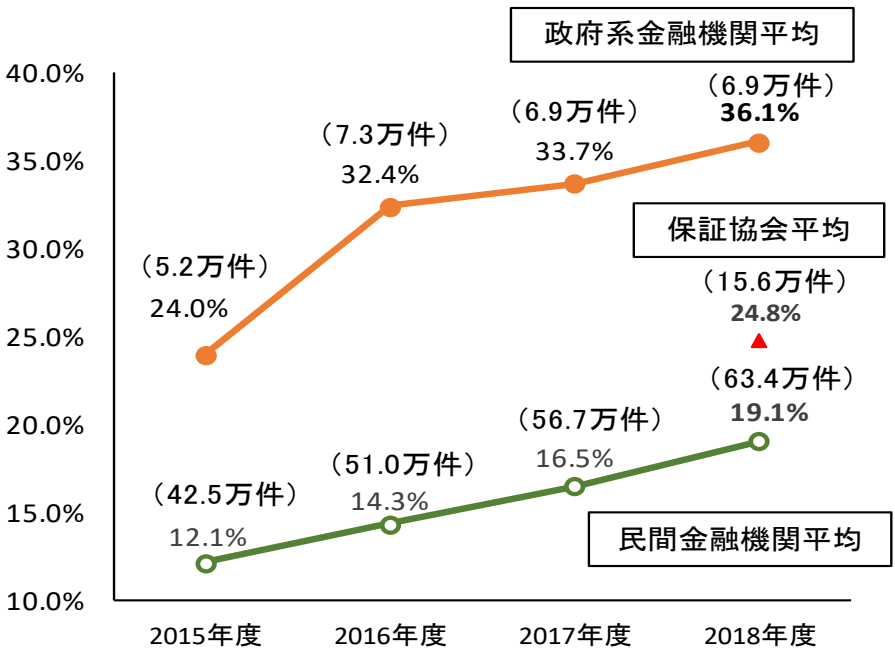
【新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合】

- 信用保証協会全体24.8%（民間金融機関19.1%）

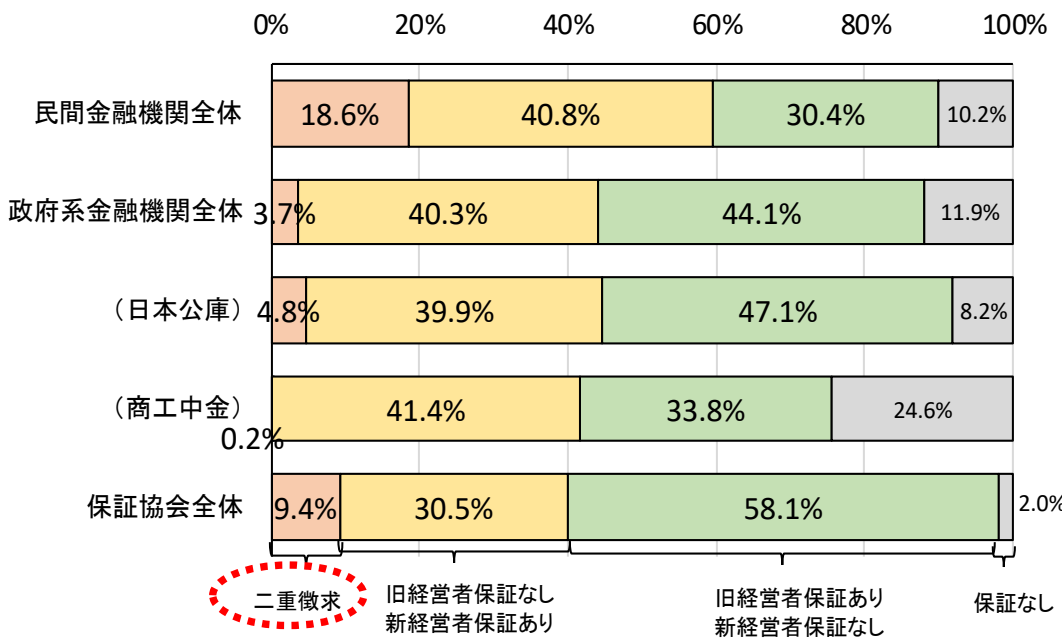
【事業承継時の経営者保証の再設定状況】

- 信用保証協会全体の事業承継時の二重徴求割合9.4%（民間金融機関18.6%）

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合
（金融庁、中企庁調べ）



事業承継時の経営者保証の再設定状況
（金融庁、中企庁調べ）



注) 上記は旧経営者が保証を提供している先における代表者交代手続きが行われた場合の件数割合を記載。
（資料）金融庁公表資料より中小企業庁作成

信用保証協会の昨年度の実績について

- 令和元年6月28日に、信用保証協会における経営者保証ガイドラインの活用実績を個別協会毎に公表。
<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/keieihosyou/190628keiei.htm>
- 今後も年度毎に公表予定。

信用保証付き融資の対応状況

	年度計	
①無保証人で信用保証を承諾した件数	156,880	
②信用保証を承諾した件数	633,614	
③信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合【③＝①／②】	25%	
	年度計	
④既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	6,669	
	年度計	
⑤ガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	1,146	96
1ヶ月当たり平均		
【代表者の交代時における対応】		
	年度計	
	件数	構成比
⑥既存の保証付き融資について旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	696	2.0%
⑦既存の保証付き融資について旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	10,858	30.5%
⑧既存の保証付き融資について旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	20,666	58.1%
⑨既存の保証付き融資について旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	3,326	9.4%

信用保証協会における「経営者保証に関するガイドライン」活用実績（平成30年度）

協会名	保証承諾件数			保証人の保証契約を解除した件数	保証債務整理を成立させた件数	代表者の交代時における対応										合計
	①無保証人で信用保証を承諾した件数	②信用保証を承諾した件数	③信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合【③＝①／②】			④既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	⑤ガイドラインに基づき保証債務整理を成立させた件数	⑥既存の保証付き融資について旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数		⑦既存の保証付き融資について旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数		⑧既存の保証付き融資について旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数		⑨既存の保証付き融資について旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数		
								件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
北海道	4,763	28,443	16.7%	245	66	56	3.8%	916	62.8%	398	27.3%	88	6.0%	1,458		
青森県	2,140	6,888	31.1%	229	9	16	4.5%	154	43.3%	173	48.6%	13	3.7%	356		
岩手県	3,381	8,417	40.2%	23	3	5	2.1%	170	72.6%	27	11.5%	32	13.7%	234		
宮城県	1,897	8,807	21.5%	52	9	19	2.9%	324	50.0%	200	38.6%	35	8.5%	648		
秋田県	3,263	8,345	39.1%	283	13	32	5.9%	162	29.6%	351	64.2%	2	0.4%	547		
山形県	3,849	11,429	33.7%	340	42	11	1.4%	189	24.9%	523	68.9%	26	4.7%	759		
福島県	1,364	7,568	18.0%	117	37	11	2.7%	160	39.0%	129	31.5%	110	26.8%	410		
新潟県	5,158	14,468	35.7%	189	78	15	1.6%	282	31.0%	500	54.9%	114	12.5%	911		
茨城県	5,864	20,970	28.0%	125	22	18	2.0%	169	19.2%	634	72.0%	60	6.8%	881		
栃木県	3,144	14,734	21.3%	94	7	3	0.4%	179	24.9%	503	70.0%	34	4.7%	719		
群馬県	2,924	13,424	21.8%	103	20	10	1.1%	269	30.9%	544	62.5%	48	5.5%	871		
埼玉県	4,449	23,311	19.1%	238	45	46	3.0%	624	41.2%	813	53.7%	31	2.0%	1,514		
千葉県	3,750	34,193	11.0%	318	25	111	6.8%	587	35.8%	606	37.0%	335	20.4%	1,639		
東京都	12,670	78,374	16.2%	474	125	60	1.3%	1,112	23.8%	3,440	73.7%	53	1.1%	4,665		
神奈川県	1,764	15,784	11.2%	150	14	8	0.7%	195	16.7%	752	64.4%	212	18.2%	1,167		
横浜市	833	7,499	11.1%	69	3	10	2.1%	102	21.5%	319	67.2%	44	9.3%	475		
川崎市	577	2,985	19.3%	11	0	0	0.0%	31	16.7%	135	72.6%	20	10.8%	186		
名古屋市	1,982	5,526	35.9%	27	9	4	3.6%	81	73.6%	1	0.9%	24	21.8%	110		
長野県	7,188	21,842	32.8%	146	22	25	2.9%	600	55.6%	385	35.6%	70	6.5%	1,080		
静岡県	6,580	21,118	31.1%	320	91	20	1.2%	384	22.5%	1,122	65.7%	181	10.8%	1,707		
愛知県	6,440	28,208	22.8%	302	53	24	1.6%	352	23.6%	1,011	67.8%	105	7.0%	1,492		
名古屋市	1,443	10,182	14.2%	176	9	15	2.3%	128	19.4%	480	74.1%	28	4.2%	681		
岐阜県	2,801	7,897	35.5%	93	7	1	0.2%	158	30.8%	281	54.8%	73	14.2%	513		
岐阜市	393	2,069	19.0%	34	0	0	0.0%	14	18.7%	49	65.3%	12	16.0%	75		
三重県	2,889	9,496	30.4%	124	2	4	0.9%	93	20.4%	334	73.2%	25	5.5%	456		
富山県	1,948	4,914	39.6%	83	14	24	6.7%	169	47.1%	102	28.4%	64	17.8%	359		
石川県	1,497	3,129	47.8%	75	10	9	4.9%	71	38.6%	74	40.2%	30	16.3%	184		
福井県	756	2,364	32.0%	64	12	5	3.7%	67	49.6%	15	11.1%	48	35.6%	135		
滋賀県	3,047	8,548	35.6%	32	12	2	0.6%	43	12.4%	278	80.3%	23	6.6%	346		
京都府	3,844	9,440	40.7%	72	28	3	0.5%	156	26.1%	407	68.2%	31	5.2%	597		
大阪府	6,790	35,883	19.0%	674	116	29	0.8%	358	10.5%	2,573	75.4%	492	13.2%	3,412		
兵庫県	8,000	26,031	30.7%	239	51	16	1.5%	451	42.7%	293	27.7%	296	28.0%	1,056		
奈良県	2,585	6,145	42.1%	1	4	0	0.0%	23	7.5%	254	82.7%	30	9.8%	307		
和歌山県	2,332	5,271	44.2%	103	0	7	1.6%	67	15.0%	356	79.6%	17	3.8%	447		
鳥取県	1,309	3,879	33.7%	169	12	9	6.0%	113	75.8%	23	15.4%	4	2.7%	149		
徳島県	1,444	3,336	43.3%	108	1	2	2.3%	81	41.8%	23	47.3%	6	6.0%	138		

（注）【代表者の交代時における対応】とは、旧経営者が保証を提供している先において、代表者交代手続きが行われた場合の件数を記載。

3. 今後の取組について

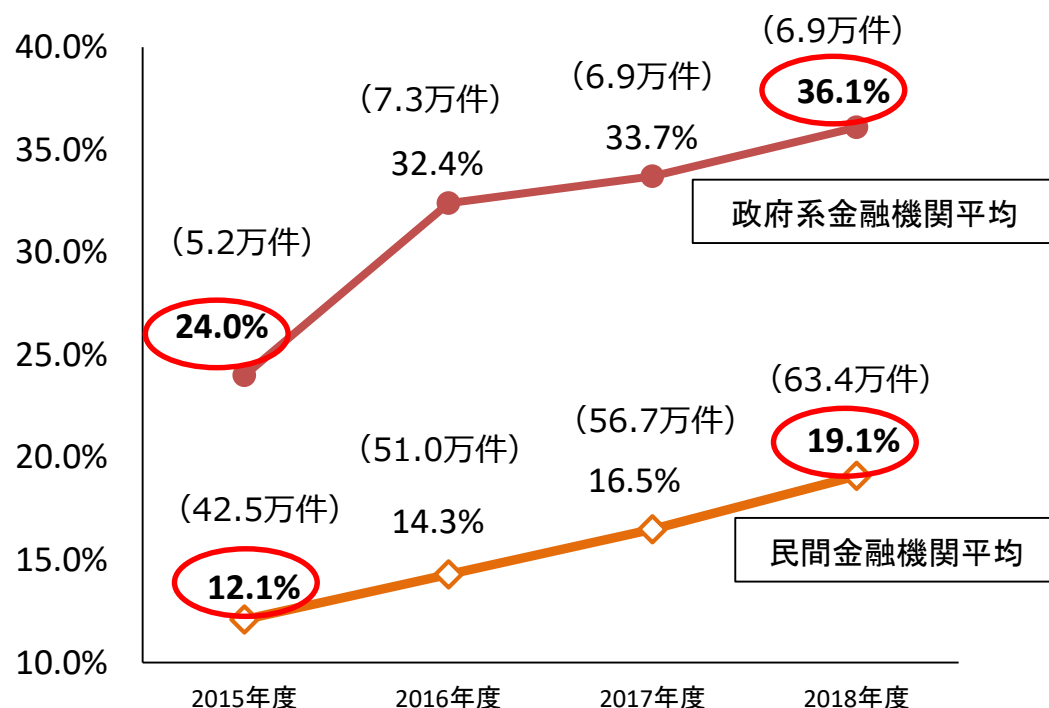
- ・事業承継時における経営者保証免除の保証制度の検討**
- ・トランザクションデータを活用した保証制度の検討**

経営者保証解除～これまでの取組

- 2014年2月に「経営者保証に関するガイドライン」を施行。
- 「企業と経営者個人の資産・経理の明確な分離」、「法人単体での十分な債務返済能力」、「適時適切な情報開示」⇒無保証で融資を受けられる。

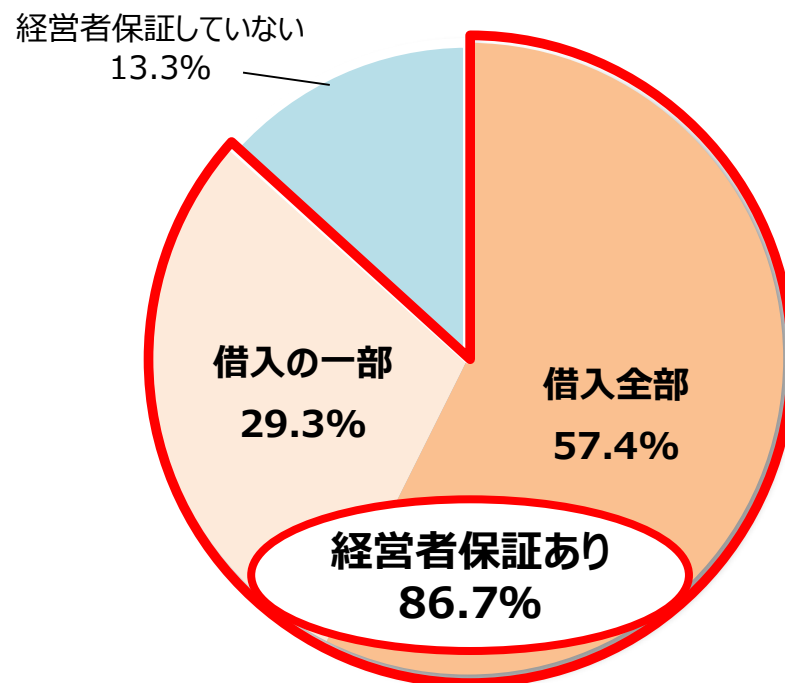
経営者保証のない新規融資は徐々に増加。ただし、融資全体の約9割は経営者保証付き。

新規融資のうち経営者保証していない比率（金融庁、中企庁調べ）



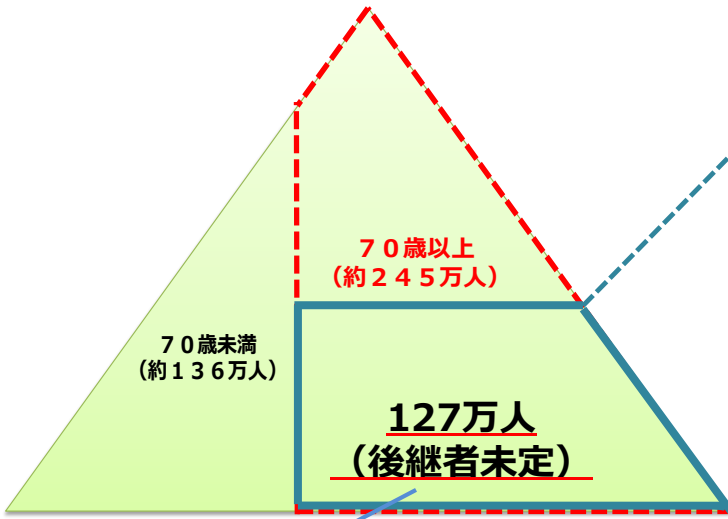
融資を受ける際に経営者保証しているか

（中小機構アンケート：有効回答9,970）

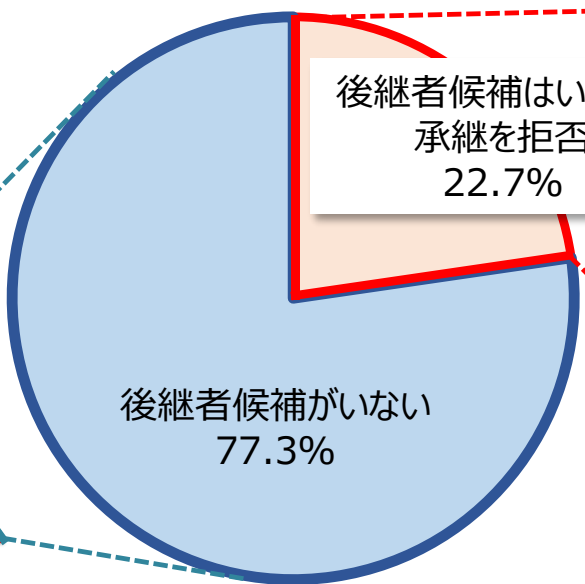


事業承継にとって経営者保証が大きな障害

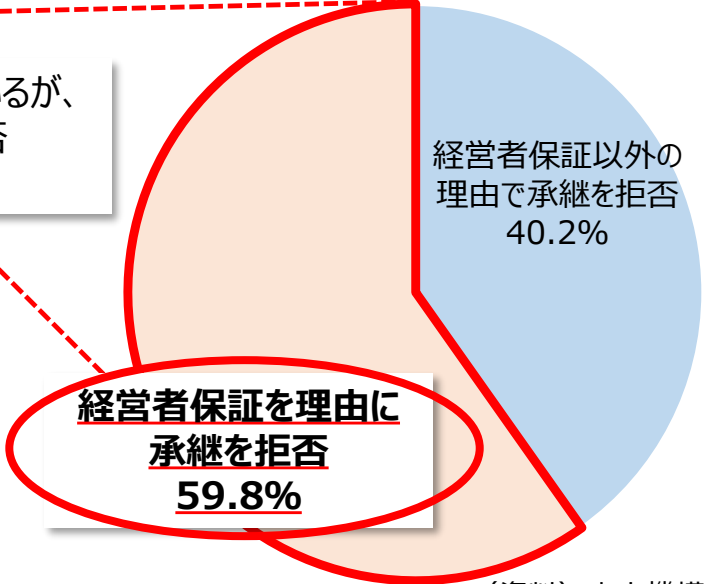
＜2025年の中小企業経営者＞
[全体：約381万人（2016年度調査）]



＜後継者未定の理由＞



＜なぜ事業承継を拒否しているか＞



(資料) 中小機構

- 70歳以上経営者の約半分（127万人）が後継者未定。
- 廃業が急増すれば、2025年までに650万人の雇用と、22兆円のGDPが失われる可能性。

事業承継にとって、残る課題は経営者保証

事業承継税制（実施済）
～相続税・贈与税の負担ゼロという異次元の措置～

- 2018年：法人向け事業承継税制拡充
（拡充前11年間で）2,500件⇒（拡充後1年間で）2,900件
- 2019年：個人向け事業承継税制創設

事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策

- 切れ目のない事業承継支援策を実施してきた中で、経営者保証が後継者候補の確保のネック。
- 事業承継時に後継者の経営者保証を可能な限り解除していくため、金融機関と中小企業者の双方の取組を促すため、総合的な対策として本年の未来投資戦略にも位置づけ。

未来投資戦略2019（令和元年6月21日閣議決定）（抜粋）

- ・中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継及びそれを通じた地域経済の持続的発展は、金融機関が経営基盤を継続的に確保する上でも重要であるという観点を踏まえ、以下の施策を推進し、事業承継の阻害要因となり得る経営者保証に関し、真に必要な場合に限るとの金融機関の運用を徹底するとともに、事業者の支援を行う。
 - －信用保証制度において、事業承継時に経営者保証を一定の要件の下で不要とする新たなメニューを創設するとともに、同メニューにおいて専門家の支援・確認を受けた場合、企業の保証料負担を、信用保証協会における管理に必要な費用の一部を除いて最大でゼロとなるよう軽減する。
 - －事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会策定）の特則を、年内を目途に策定し、その後の速やかな運用開始を目指す。同特則では、金融機関において、原則として前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めないようにする。また、両者の保証要否の検討において事業承継への影響も考慮した柔軟な判断を促進すべく、具体的な着眼点や対応手法などについても明記する。
 - －中小企業・小規模事業者が事業承継時に「経営者保証に関するガイドライン」及びその特則の要件を充足できるよう、専門家の確認・支援を受けることができる体制を整備する。
 - －商工組合中央金庫は、政府系金融機関として、「経営者保証に関するガイドライン」の徹底により、一定の要件を満たす企業に対して2020年から原則無保証とする。また、中小企業金融における政府系金融機関、信用保証協会による経営者保証の徴求状況について、2018年度分から個別機関の実績を一括して公表を行うなど、経営者保証の見直し状況について「見える化」を行う。
 - －金融機関における金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)として、「事業承継時における保証徴求割合（前経営者と後継者から二重、前経営者のみ、後継者のみ、両者とも保証徴求せず）」及び「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」を設定し、2019年度下期以降の状況の公表を通じ、金融仲介の取組状況の「見える化」を推進することや、上記の施策を通じて民間金融機関による経営者保証に依存しない融資についても一層進めていく。

信用保証協会における新たな信用保証制度の創設 ～事業承継時に一定の要件の下で経営者保証を無保証化

未来投資戦略2019（令和元年6月21日閣議決定）（抜粋）

信用保証制度において、事業承継時に経営者保証を一定の要件の下で不要とする新たなメニューを創設するとともに、同メニューにおいて専門家の支援・確認を受けた場合、企業の保証料負担を、信用保証協会における管理に必要な費用の一部を除いて最大でゼロとなるよう軽減する。

概要

- 事業承継を予定している企業のうち、一定の要件を満たす企業を対象として、経営者保証を非徴求とする新たな信用保証制度を創設する。
- 本制度では、事業承継の際に新規に実行する保証付き融資だけでなく、経営者保証を徴求している既存のプロパー融資を経営者保証を非徴求とする信用保証付き融資で借り換える場合にも利用可能な制度とする。
- これにより、民間金融機関のプロパー融資の経営者保証解除を促すとともに、事業承継を予定している企業の資金繰りを支援する。

具体的な方向性（案）

1. 一定の要件

以下をすべて満たす事業者を対象とする。

1. 資産超過、2. 返済緩和中ではない、3. EBITDA有利子負債倍率10倍以内
（ $\text{EBITDA有利子負債倍率} = (\text{借入金} - \text{現預金}) / (\text{営業利益} + \text{減価償却費})$ ）
4. 社外流出がない等（法人個人の分離）

2. 専門家の支援・確認

①チェックシートに基づく確認

- 各都道府県に設置している事業承継ネットワーク事務局内に新設する「経営者保証コーディネーター」（仮称）が、『経営者保証要否判断材料チェックシート』（仮称）に基づき、ガイドライン要件に則して、中小企業の経営状況を確認（「見える化」）。この確認を受けた場合、以下3. の保証料軽減の対象に。
- 「経営者保証コーディネーター」は、経営者保証ガイドラインや中小企業財務、金融機関の経営者保証徴求判断に知見を有する者を、各都道府県毎に配置することを想定。
- 『経営者保証要否判断材料チェックシート』（仮称）においては、決算書や資金繰り表等を基に、例えば、「財務情報が適切に開示・処理されているか」、「法人単体の債務返済能力がどの程度あるのか」などの点を確認することを想定。

②チェックシートをクリアするための磨き上げ支援

- 支援専門家（認定支援機関等の専門家を想定）の派遣などを通じて、ガイドライン要件を充足するようチェックシートのクリアに向けて、経理の透明性確保や財務内容の改善等の「磨き上げ支援」を実施。

③チェックシートクリア後に金融機関との経営者保証解除に向けた目線合わせ

- 専門家（「登録専門家」（金融機関OB、税理士、公認会計士、中小企業診断士などの専門家のうち、経営者保証ガイドラインに知見を有し、金融機関と中小企業との橋渡し役を担うことが可能な専門家について、今回のスキームにおいて登録）を想定）が支援する下で、取引金融機関との間で経営者保証解除に向けて調整・目線合わせを実施。

3. 保証料軽減

- 「経営者保証コーディネーター」（仮称）が『経営者保証要否判断材料チェックシート』（仮称）に基づき、ガイドライン要件に則して、事業者の経営状況を「見える化」し、チェックシートの項目を全てクリアした場合には、信用保証料を大幅に割り引くことを検討。

民間金融機関におけるトランザクションレンディングへの取組状況

- 現在、口座の入出金履歴や会計データといった様々な取引データを活用してAIで与信審査を行う、いわゆるトランザクションレンディングのサービスが急速に拡大している。ほとんどのサービスにおいて、融資は短期（1ヶ月～半年、長くて1年）・少額（メインは300万円程度）、かつオンラインで手続きが完結。現在既に開始されているサービスについては、金利は概ね10%前後。
- ①決算データを複数年度分有していない2年目以降の新規事業者をはじめ、従来の与信審査に用いられるデータが不足しているために十分に融資を受けられていない事業者層や、②対面審査を受ける時間がなくそもそも従来型の融資や金融機関を敬遠してきた事業者層が主な対象となっている。

地方銀行が提供中の関連商品の例

	融資対象者の主な要件	融資金額	融資期間	金利
第四銀行	同行預金口座を有し、13ヶ月以上の取引を有する（既に借入がある場合は利用不可）	いずれも 100万円以上 1,000万円以下	いずれも 1ヶ月以上 12ヶ月以内	3%～12%
福井銀行				3%～13%
福岡銀行				5%～12.5%

（出所） 各行HPを参考に記載

信用保証制度の活用可能性

- 短期・少額の資金を前頁の事業者層に供給するという役割は、従来の信用保証制度（一貫した対面審査と経営支援により、長期資金を中心として中小企業を支えていくビジネスモデル）及びそれに紐づく金融支援では果たせていなかったもの。それだけに、今後、両輪で進めていくことの政策的意義も適切に考慮する必要あり。
- 他方、トランザクションレンディングはまさにこれから実践・評価が本格化するものであり、各金融機関が今後、本サービスを通じた更なる金融支援を進めていくにあたっては、対応する信用保証制度を創設することはプラスに働く。

未来投資戦略2019（令和元年6月21日閣議決定）（抜粋）

取引データを活用した短期・小口融資等のデータレンディングによる中小企業・小規模事業者への融資を促進するために、関連する信用保証制度の運用手法について検討し、2019年度内に結論を得る。